

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和３年８月３１日)

開催日及び場所			令和３年７月１４日（水曜日）農産局第３会議室		
委員			大森啓子（弁護士）　白鳥省吾（法人参与） 中嶋寿康（公認会計士）		
審議対象期間			令和３年１月１日～令和３年３月３１日		
審議対象案件			８４件　　　うち、１者応札案件１件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件		
抽出案件			５件　　　うち、１者応札案件１件 (抽出率６％)		

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第53回 令和3年7月14日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 令和2年度ベトナム産米の生産段階での農薬等の使用・管理に関する現地調査業務 【整理番号 28】 （業務概要） ○一者応札ということで、その後、改善策等は検討されているのか。	○ミニマムアクセス米については、約77万トン进行国際約束で毎年輸入しており、主な輸入国は現在、アメリカ、タイ、中国となっている。 ベトナムは、世界的な輸出国であるが、過去に日本向けのベトナム産米において、日本の残留農薬基準を超過する濃度の農薬の検出があったため、近年はベトナムからのミニマムアクセス米の輸入はされていない。また、平成30年10月には、ベトナム政府との間で「米のバリューチェーンの発展に関する日本国農林水産省とベトナム社会主義共和国農業・農村開発省との間の協力覚書」が交わされ、ベトナム産米の安全性向上のための協力を行っている。 その協力の一つとして、ベトナム産米の生産段階での農薬使用等の現地調査に係る事業を実施しており、令和2年度が2年目である。 本契約は、平成30年度～令和元年度のベトナム産米の安全性の状況把握のための残留農薬やカビ毒等の分析調査の結果を踏まえ、ベトナム現地での農薬の使用・管理に関する調査を行う事業であり、一般競争入札を実施して一者応札となった。 ○入札に参加しなかった理由を厚生労働大臣登録検査機関にヒアリングしたところ、ベトナム現地での調査がハードルとなったとの回答が多かったことから、令和2年度の調査においては、電話、電子メール、オンライン会議システム等による調査や通訳の活用も可能として、既にハードルを下げているところ。同様

○調査対象の件数が減少した理由は何か。 ○令和 2 年度の現地調査は、現地に行っている訳でなく、オンライン等で現地とやりとりを行う調査なのか。 ○農薬の残留調査にオンラインで行うというのはどれぐらい科学的な根拠が得られるのか。 ○国内での調査業務と海外での調査業務ではハードルも違うと思うので、検討期間も国内の調査業務よりも長めに取った方がいいのではないかな。	の調査を行う場合には、このことがわかるよう仕様書への記載内容を分かりやすく工夫することや公告期間をより長期間とることを検討したい。 ○ベトナム政府を通じた調査対象施設への協力依頼の遅れにより、協力の得られない施設があったため。 ○然り。令和元年度は現地で調査を行ったが、令和 2 年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて、現地に行かなくても出来る方法に変更した。 ○残留農薬の分析調査は令和元年度まで実施し、令和 2 年度は、これらの分析調査において日本の残留農薬基準を超過する濃度の検出があった農薬について、ベトナムの精米所に当該農薬の使用や管理について問い合わせる調査の実施や、ベトナムにおける農薬規制や一般的な農薬流通を調査することから、オンラインでも実施可能である。 ○同様の調査を行う場合には、ご指摘のとおり検討したい。
2 令和 2 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業務 〔整理番号29〕 及び 〔整理番号30〕 （業務概要）	○小麦は国内需要量の約 8 割から 9 割方を外国産からの輸入で賄っており、国家貿易として主要 3 か国（アメリカ、カナダ、オーストラリア）から輸入している。 今回の契約は、この 3 か国に不測の事態が生じた場合に備えて、代替となる輸入先国で生産される小麦について、事前に重金属、カビ毒及び残留農薬等の安全性検査を実施して多元化を図ることによって、外国産小麦の安定供給を図るために行う検査業務で、検査項目

○採取した試料は、1つの試料を分析項目が違う2つの検査業務で使用しているのか。 ○入札番号①の方が一般的な検査項目で、入札番号②の方が専門的な検査になるので難しいということか。 ○サンプルは、複数の箇所で採取されたものか、それとも典型的なものを1点だけ選んだものなのか。 ○今まで10何か国を検査して、今現在、置換えが可能だという国は幾つかあるのか。 ○現在、輸入している状態に比べると追いつかないくらいかなり差があるということか。 ○過去に検査して、問題がなかった小麦は、何年も経っているとまた再度、検査しなければならないのか。そうすると、永遠にこの検査は繰り返していくのか。 ○平成21年度から継続して実施している業務だが、今回、ロシア産の試料が間に合わなくて、結局、検査を削らざるを得なかったということや、あるいは公告期間を確保していろんな業者に参入してもらう機会を与えるという意味では、もう少しゆとりを持ってスケジュールするということも考えられるが、大体毎年、こういう年度末に近い時期に実施しているのか。 ○ロシア産以外でどこをやるかというのを検討するのも必要ではないか。	数が違う2つの入札を行った。 ○然り。採取したサンプルは同一の試料である。 ○然り。 ○産地国の輸出業者がサンプルを抽出検査で採取したと聞いており、1点だけでなく複数のサンプルを取ったということである。 ○安全性は確認できたとしても、主要3か国と同様な量も質もとなると今までやってきた国の中では、実績としては難しいというのが正直なところである。 ○然り。 ○今までは、量・質もなければいけない、もちろん、安全性もなければいけないということでやってきたが、緊急事態の代替なので、少し質が落ちてもいい等、総合的に勘案して、これからのこの事業を検討していかなければと考えている。 ○毎年、製粉会社、関係者の皆様と打合せするのが春先で、そこから輸入先等を決定して輸入の産地とコンタクトを取ったりすると、早くても秋以降になってしまうが、早く実施するということは委員の言われるとおりである。 ○言われるとおり、現在、検討を行っている最中である。
--	---

3 輸入米穀買入委託契約 中国産うるち精米 中粒種 12,000 トン [整理番号 61] (業務概要) ○入札にかけた産地銘柄が特になしということは、指定していないということか。 ○入札整理表で、今回の落札した産地が中国だが、それ以降の産地にアメリカ・カリフォルニア州となっているのは、どういう意味か。 ○いずれ飼料用などで売渡しになると思うが、その場合の必要量など、例えば中国産、アメリカ・カリフォルニア州産など、産地は実需者とリンクするのか。 ○普通、入札から契約までそれほど日数は開かないと思うが、この契約については5日入札で契約日が17日と開いているのはなぜか。 ○指名競争契約の指名業者はいつも同じメンバーなのか。	○輸入米については、ガット・ウルグアイラウンドの合意に基づき、現在、年間77万トン进行国際約束として輸入している。 輸入に当たっては、輸入業者を相手として指名競争入札を行い、落札した輸入業者との間で買入委託契約を締結している。 今回の入札では、5者からの応札があった。 ○然り。 ○今回の入札は、産地銘柄は指定しないが、種類としてうるち精米の中粒種を指定し、品位の欄で水分の含有量や品質に関する条件を付してある。この条件に合う米が、中国産の中粒種、アメリカ・カリフォルニア州産の中粒種であり、商社が調達可能な国の産地の精米中粒種を選択して入札に応じたということである。 ○最終的には売渡しの際に中国産、アメリカ・カリフォルニア州産、それぞれで今後、売渡しの見積り合わせを行い、応募があった者に対して予定価格を上回る金額で売渡すということになる。 また、入札の際に、事前に精米の中粒種として日本の国内でどれぐらいの需要があるかを大まかに把握した上で入札している。 ○入札の条件で、落札者は入札日の翌日から15日以内に契約書を作成して締結するようになっている。 ○基本要領に基づく指名競争の資格要件に合致している者がMA米の入札に参加できることとなっており、事前に参加資格の申込みを受け付けて審査を行い登録された者が応札を
--	--

○輸入銘柄を指定する判断はどのように検討されているのか。	している。 ○例えばタイの長粒種を指定したのは、主に沖縄向けの泡盛の原料用として需要があるため。需要先が決まっているところは、輸入銘柄を指定し入札を行う。
4 輸入麦買入委託契約 食糧小麦アメリカ産 DNS27,405トン [整理番号71] (業務概要) ○概要の備考に、船積期間又は到着期限を設けていると書いてあるが、この契約では到着期限を設けていないのか。 ○到着期限を設ける場合と設けない場合とは、どういう違いがあるのか。	○日本国内で消費されている小麦については、国内の需要で質的量的に満たせないものとして、約8割以上を外国から輸入しているが、本事業は、海外で小麦を買い付けて、日本へ輸入して来るまでの業務を指名競争入札によって選ばれた商社に輸入業務を委託して行っている事業である。 今回の抽出案件は、アメリカ産DNS（ダーク・ノーザン・スプリング）という、強力粉として主にパン用に用いられる品種で、2万7,405トンをアメリカで買い付けて日本に持って来るという内容で指名競争入札にかけ、5者の応札があった。 ○然り。 ○到着期限を設ける場合は、どうしてもその期限までに欲しいという需要者があり、その期間に確実にその港に持っていけるように到着期限を定める場合や、あるいは冬場は日本近海の天候が悪く、輸入商社にとっては日本の積卸港への到着までの航海期間が計算しづらいところ、船積み期間により積出港の出港期限を定めるよりも日本の港への到着期限を設定した方が商社としては入札価格を計算しやすいことから、主に冬期に設定することがある。

○設定するかしないかは、需要状況あるいは天候状況などそれに応じて判断しているのか。	○然り。
○そうすると、冬に輸入する場合は到着期限が設定されるものも出てくるということか。	○特に北日本の港に到着するものについては、到着期限を定めていることがある。

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。